

議 事 録	
会議の名称	令和２年 愛荘町教育委員会 第４回定例会
開催日時	令和２年４月２２日（水）午後４時００分
開催場所	秦荘庁舎２階 大会議室
出席者	【教育長】徳田寿 【教育委員】４名 森秀昭、松浦延代、中村由香里、八島琢磨 【事務局】６名 教育次長 青木清司 教育振興課長 田中幹雄 生涯学習課長 陌間秀介 給食センター所長 本田有弘 図書館長 茶谷えりか 教育振興課主査 久保泰代 【傍聴人】０名
議事日程	日程第１ 議案第１６号 臨時休業にかかる回復措置について 日程第２ 議案第１７号 愛荘町社会教育委員の委嘱について 日程第３ 議案第１８号 要保護および準要保護児童生徒の認定について 日程第４ 承認第９号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて 日程第５ 承認第１０号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて
作成者	教育振興課 久保 泰代
青木次長	午後４時００分開会
教育長	ただいまから第４回教育委員会定例会を開催させていただきます。 教育長ごあいさつをお願いします。 みなさんこんにちは。本日は大変お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。マスクをしたまま失礼をいたします。まず過日は入学式入園式にご臨席賜りましてありがとうございます。例年ですと各校園で子どもたちが希望に胸を膨らませ、友達、先生また教室など多くの新しい出会いの中で今頃充実した日々を送っている頃なのではないかと思えます。しかしながら新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休業となりまして、今週には登校日さえなくなってしまいました。まさに非常事態であり異常事態ではないかなと思えます。新しい動きといたしまして教職員の服務に関することで、県立学校の制度に準じまして在宅勤務の制度を導入したところであります。今まで教職員に在宅勤務はありませんでしたが、臨時休業ということで職員室が過密になっていることも勘案しまして、そうした状況を緩和するためにこのような制度がスタートしたところです。さて今回の臨時休業の終期は現在のところ５月６日となっておりますが、臨時休業を解除する理由が見いだせないという状況です。生涯学習施設においてはそのほとんどが臨時閉館となっております。住民の皆

	さん方の学びを支えることができないことについて大変心苦しく思っています。とはいえ今現場の職員は地域と共にある学校・園、あるいは施設としましてしっかり対応をしているところであります。そしてこの先を見据え、臨時休業・臨時休館が延長しました時には学びをどのように保障していくかその方策を具体的に検討しているというところでございます。特にこうした休業の時にそ公立学校・園は家庭の教育力・あるいは経済力による格差を学力の面で生じさせることのないように、子どもたちにしっかり生きる力を保障していくことが使命ではないかと思えます。教育行政においても先を見通せない現在の状況ですが気負いすることなく対応し、そして信頼にこたえることができる環境を作っていきたいと思えます。本日は限られた時間ではありますがこうした状況もふまえ委員の皆さんから忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
青木次長	ありがとうございました。それでは議案書につきましてはお手元に配布のとおりでございます。教育長議事進行よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの教育長を含む出席委員は5名で定数に達しています。よって令和2年愛荘町教育委員会第4回定例会は成立いたしましたので開会いたします。 最初に議事録の承認です。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第9条において、議事録に記載した事項に関して委員中に異議があるときはこれを会議に諮って決定するとされています。令和2年第3回定例会、第1回臨時会の議事録について事務局からあらかじめ配布され確認していただいていると思いますが、それぞれの議事録についてご異議はございませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	それでは、令和2年第3回定例会、第1回臨時会の議事録は承認いただきました。後ほど委員の皆さんにはご署名をお願いします。 なお、本日の令和2年第4回定例会の議事録署名も全員で行いますので、よろしくお願いいたします。 それでは議題に入ります。日程第1「議案第16号 臨時休業にかかる回復措置について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
田中課長	—議案第16号の説明—
教育長	ただいま「議案第16号 臨時休業にかかる回復措置について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。

中村委員	たとえば中学３年生等は受験勉強を始めるわけですが、今回標準授業時間数を下回った場合は学校教育法施行規則に反するものとはならないとなっていますが、下回った分は個人で勉強するという形になるのですか。
田中課長	学校の方でも更なる現状に対する対応を考えているところです。たとえば家庭学習の詳細な手引きとして毎日の日課表・週予定の時間割を作って、それに沿って生活をして自主学習をしてもらう家庭学習支援の体制作り。あるいは教科書と併用できる適切な学校による教材作り。また、週１回登校日を設けそこでの学習内容の精査。家庭学習ではできないところを学校での補い。また、成果物提出後の評価。そのようなことを繰り返し、受験にも対応していきたいと考えているところです。
中村委員	今年は受験が簡単になったりすることはありますか。家庭学習等はできる人はできると思いますが、できない人はできないと思います。それでも例年と同じように受験はありますか。
田中課長	今のところ県等から具体的な指示はありませんが、例年どおりの予定です。
八島委員	これは愛荘町の案ですか。それとも県から指示があるのですか。愛荘町で夏休み等の日数は独自に決められるのですか。
教育長	それについては市町によって決定することができます。県から指示されるものではありません。そのためこのように教育委員会にお諮りして決定していくことになります。 子どもたちの負担にならないようにというのは、たとえば授業日数をそのまま１日を６時間、７時間と授業をすれば授業時間を確保はできますが、子供たちに負担がかかるので、そういうことは注意をするようにというようなことは国から指導があります。
八島委員	愛荘町でオンライン授業をするような環境を整えることが必要と考えます。また、テストの方法や宿題を毎日渡すというような方法を考える必要があると思います。そうしなければやる子とやらない子の差が広がる気がします。そういう対策を考えることは先生も大変だとは思いますが必要だと思います。
青木次長	去年の１２月に今年度から３ヵ年かけてGIGA構想というのが国の方で出されました。今年度は学校環境、特にケーブル等の増強をしながら、小学校１年生から中学校３年生まで１人１台のタブレットもしくはパソコンの整備というこ

教育長	とで政策が出されました。また 4 月の臨時国会でもさらにその前倒しということで約 2000 億円の予算がつきましたが、市町で即対応できるかというところ難しいところです。できるだけ前倒ししながら行いますが、今年度いっぱいが精いっぱいかなと思っております。また公共が整備したところで今度は各家庭の環境があります。国の大型補正ではルーター等の貸し出しも考えなさいということです、今年度週 3 日 ICT 環境に精通した方 1 名を雇用しまして、その方と共に進めていこうと思っております。 先ほど八島委員からご指摘いただきました子どもによって差が出てくるといようなことについて、あいさつの際も申しあげましたが家庭の教育力や経済力あるいは ICT 環境によって学力に差が出るということは公立学校としては避け、どの子どもにも等しく教育を受けさせることが必要と思います。ただし愛荘町ではオンライン授業という部分では脆弱な面があります。しかしその分ポスティングをして、子どもがシートを記入する。またできるだけ時間割に沿った学習を家庭でしながら、子どもが書いたシートを教員が受け取り、それを評価してまた次の課題と共にポスティングするというようなアナログなやり方ですが、これを繰り返し先ほどのような懸念が生じないようにしていく必要があると思います。ICT 環境の整備は一朝一夕にはいきませんので今やれることを丁寧に行いながら、特に受験生をお持ちの保護者の方、本人はもちろんですが不安な部分もありますので学校にも頑張ってもらう必要があります。また教育委員会も支援をしていこうと思っております。 その他ありませんか。それでは質疑がないようですので、これより議案第 16 号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。
各委員	【異議なし】
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 16 号は原案どおり可決されました。 続きまして、日程第 2 「議案第 17 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
陌間課長	—議案第 17 号の説明—
教育長	ただいま「議案第 17 号 愛荘町社会教育委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。
教育長	質疑がないようですので、これより議案第 17 号を採決いたします。本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

各委員	【異議なし】																												
教育長	ご異議なしと認めます。よって議案第 17 号は、原案どおり可決されました。 続いての議題に入る前に議案 18 号、承認第 9 号、承認第 10 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる。」となっております。この議案については、公開しないこととしてよろしいか、お諮りします。																												
各委員	【異議なし】																												
教育長	それでは異議なしと認めます。よって議案第 18 号、承認第 9 号、承認第 10 号は非公開といたします。 ●<u>上記の決定により、「議案第 18 号 要保護および準要保護児童生徒の認定について」、「承認 9 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」、「承認第 10 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</u> 「議案第 18 号 要保護および準要保護児童生徒の認定について」 <table><tr><td colspan="3">認定件数</td></tr><tr><td>小学生</td><td>要保護</td><td>1 名</td></tr><tr><td></td><td>準要保護</td><td>139 名</td></tr><tr><td>中学生</td><td>要保護</td><td>5 名</td></tr><tr><td></td><td>準要保護</td><td>93 名</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>238 名</td></tr></table> 「承認 9 号 区域外就学の専決処分につき承認を求めることについて」 <table><tr><td colspan="2">承認件数</td></tr><tr><td>小学生</td><td>1 名</td></tr><tr><td>中学生</td><td>1 名</td></tr></table> 「承認第 10 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」 <table><tr><td colspan="2">承認件数</td></tr><tr><td>小学生</td><td>1 名</td></tr></table>	認定件数			小学生	要保護	1 名		準要保護	139 名	中学生	要保護	5 名		準要保護	93 名	合 計		238 名	承認件数		小学生	1 名	中学生	1 名	承認件数		小学生	1 名
認定件数																													
小学生	要保護	1 名																											
	準要保護	139 名																											
中学生	要保護	5 名																											
	準要保護	93 名																											
合 計		238 名																											
承認件数																													
小学生	1 名																												
中学生	1 名																												
承認件数																													
小学生	1 名																												

	以上で、令和 2 年第 4 回定例会の案件はすべて終了しました。 午後 4 時 35 分 閉会
--	---